

八戸市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から変更する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和6年12月9日

八戸市長 熊谷 雄一

区分	居宅介護事業者 (介護予防事業者)		居宅介護事業所 (介護予防事業所)		変更年月日
	名称	主たる事務所の 所在地	名称	所在地	
変更前	株式会社白菊会	八戸市西白山台 四丁目9番12号	訪問看護ステーション はるかぜ	八戸市大字尻内 町字鴨ヶ池138番 地2 Peer小夏B号 室	令和6年11月1日
変更後	株式会社はるか ぜ	八戸市大字尻内 町字三丁目3番 地1		八戸市大字尻内 町字三丁目3番 地1	